

郵送をご希望の方へ

国庫債券を郵送での受け取りをご希望の方は、
別紙⑥「郵送依頼書」に必要事項を記入し、裏面の **添付書類** を
ご準備いただき、下の送付先へ郵送してください。

【※ご注意点※】

● 国債は、本人限定受取郵便(特例型)で郵送いたします。

ご指定の送付先に、郵便局から到着通知書が届きますので、記載の内容に従ってお受け取りください。郵便局員が送付先にて本人確認を行い、交付いたします。郵便局から電話連絡できるよう、別紙⑥「郵送依頼書」に記載された電話番号を郵便局へお伝えします。ご了承ください。

● 郵送料は、請求者ご本人様のご負担になります。

【内訳】

・ 定形外 (50g 以内)	140 円
・ 一般書留 (損害要償額 10 万円まで 480 円)	480 円
(5 万円ごとに +23 円加算)	(23 円 × 4 =) 92 円
・ 本人限定受取 (+270 円)	270 円
合計切手代	982 円

● 郵便局での保管期間は 10 日間です。

何らかの理由で受取りできず郵送物が市役所へ返戻された場合は、再度 982 円分の郵便切手を郵送していただくか、市役所窓口を受取りに来ていただく必要があります。

本人限定受取郵便での受け取り方法については、郵便局にご確認ください。

<送付先>

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所第二庁舎3階 福祉部地域共生課 宛

《特別弔慰金国庫債券郵送依頼書》

郵送依頼時における添付書類一覧

- 請求者本人が郵送を希望される場合
 - ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書
 - ・ 郵送用切手 (982 円分)

- 代理の方が郵送を希望される場合
 - ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書
 - ・ 委任状
 - ・ 請求者本人の本人確認書類のコピー
 - ・ 代理人の本人確認書類のコピー
 - ・ 郵送用切手 (982 円分)

- 受取時に請求者が死亡された場合 (特定相続人に交付)
※既に請求者死亡の手続きをされた方は、「請求者本人が郵送を希望される場合」と同じです。
 - ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書
 - ・ 請求者が亡くなったことが分かる戸籍または法定相続情報一覧図
 - ・ 相続人であることが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図
 - ・ 請求承継等承諾書
 - ・ 遺言書または遺産分割協議書
 - ・ 特定相続人の本人確認書類のコピー
 - ・ 郵送用切手 (982 円分)

本人確認書類について

- 1 点で確認ができるもの
官公庁発行の写真付きの本人確認書類

- 2 点での確認が必要なもの
【官公庁発行の本人確認書類 +
「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されているもの】
例 : 資格確認書 + 介護保険証
介護保険証 + 「氏名・生年月日」記載の診察券